

令和7年度 税制改正（消費税法）の概要

1 輸出物品販売場制度（リファンド方式）

- ◆ 輸出物品販売場制度の見直しの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ◆ 輸出物品販売場制度の見直しの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ◆ 免税対象物品の範囲等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ◆ 免税販売手続等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ◆ 免税店の区分や許可要件等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ◆ 振替処理や返金手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7、8
- ◆ その他の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8、9

2 リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止

- ◆ リース会計基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ◆ 消費税法上の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ◆ 経過措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

（略語）消費税法…法 消費税法施行令…令 消費税法施行規則…規

1 輸出物品販売場制度（リファンド方式）

◆ 輸出物品販売場制度の見直しの経緯

- 免税購入品の国内での横流し等の不正に対応するため、課税で販売し、事後的に消費税相当額を返金する「リファンド方式」に見直す方針を令和6年度税制改正大綱で決定し、令和7年度税制改正大綱において詳細が確定した。
- 輸出物品販売場制度は、**令和8年11月1日**からリファンド方式に移行される。

令和7年度税制改正大綱（基本的な考え方）（抜粋）

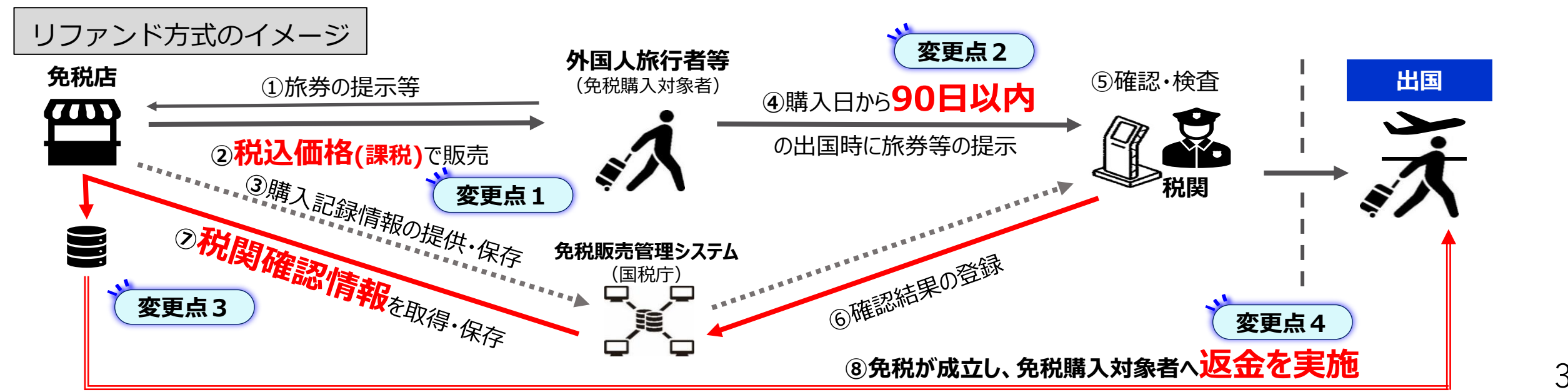
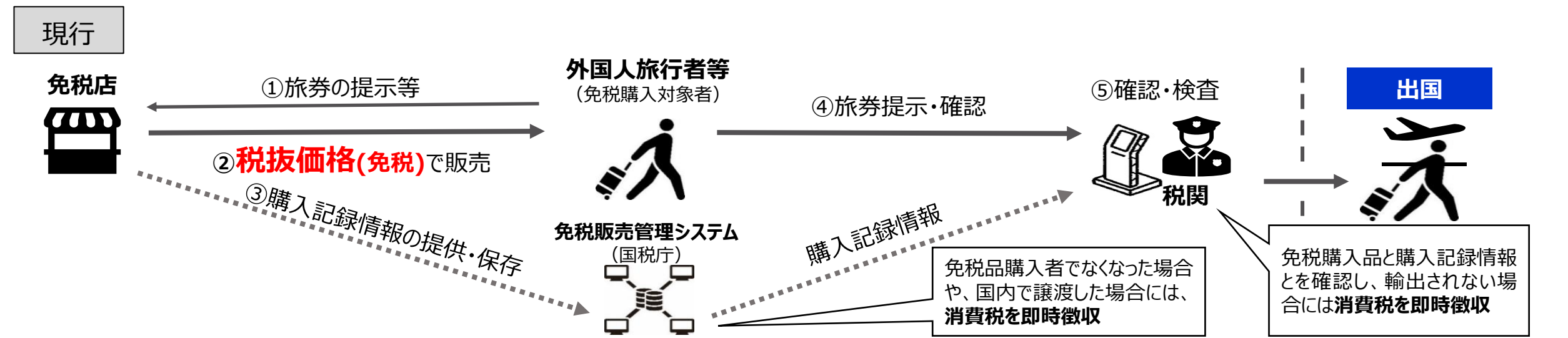
消費税の外国人旅行者向け免税制度については、**不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度**とするため、令和6年度税制改正大綱で示された方針を踏まえ、**出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度**とし、**確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式**に見直す。

その上で、本免税制度を引き続きインバウンド消費の拡大に向けた重要な政策ツールとして活用するため、**外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点**から、**一般物品と消耗品の区分**や**消耗品の購入上限額**及び**特殊包装を廃止**するとともに、免税店が販売する際に「**通常生活の用に供する物品**」であるか否かの判断を不要とする等の措置を講ずる。

また、新方式の施行に当たっては、空港等の混雑防止確保の観点から必要な環境整備等を行うほか、関係省庁において、業界団体等とも連携しつつ周知・広報を行う。

1 輸出物品販売場制度（リファンド方式）

◆ 輸出物品販売場制度の見直しの概要



1 輸出物品販売場制度（リファンド方式）

◆ 免税対象物品の範囲等の見直し

	改正事項	現行	改正後
①	免税対象物品の区分	消耗品と一般物品を区分	<u>区分なし</u>
②	免税対象金額	一般物品・・・5千円～ 消耗品・・・5千円～50万円	<u>免税対象物品・・・5千円以上</u> ※ 5千円以上の判定については、税抜価額により行う
③	免税対象物品	「通常生活の用に供する物品」について、免税対象	<u>用途を問わない</u> ※ 金及び白金の地金、金貨及び白金貨並びに消費税が非課税とされる物品は対象外（個別に指定）
④	消耗品に係る特殊包装	特殊包装が必要	特殊包装は <u>不要</u>

1 輸出物品販売場制度（リファンド方式）

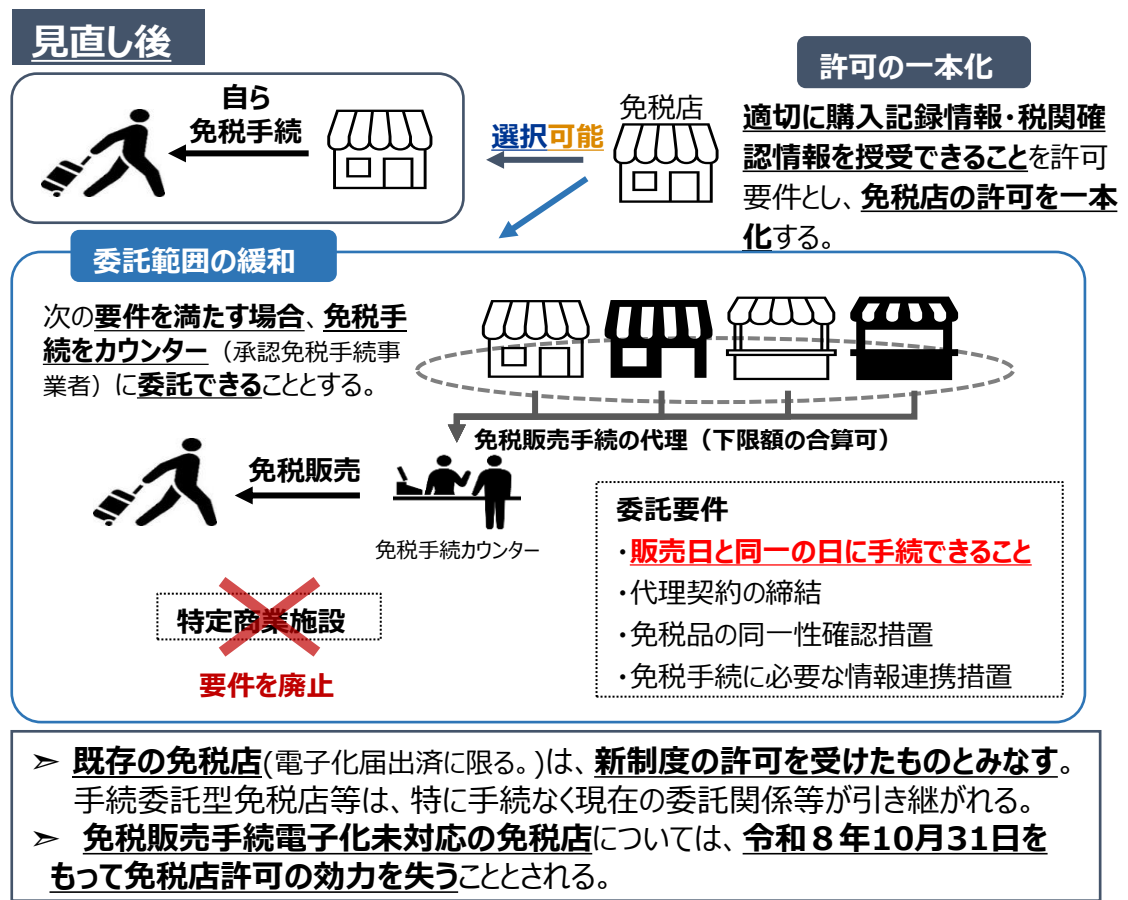
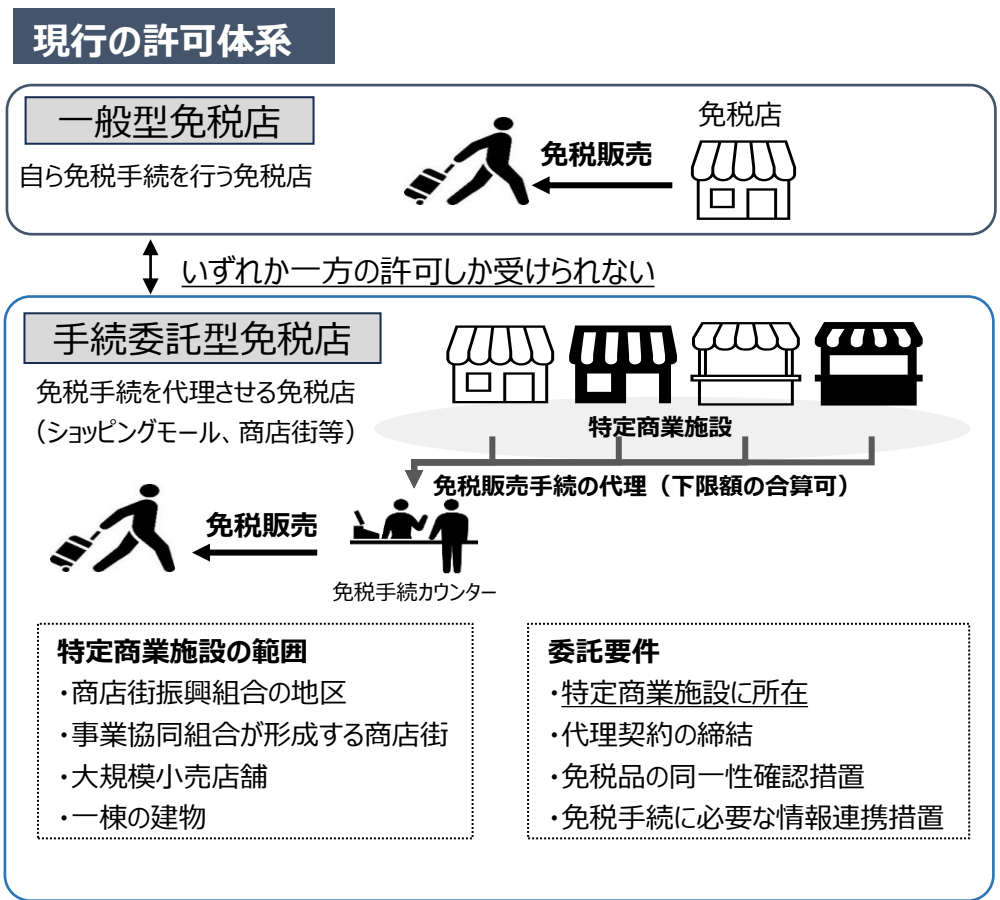
◆ 免税販売手続等の見直し

	改正事項	現行	改正後
①	船舶観光等の上陸許可により在留する者の免税販売手続における確認	事業者は、上陸許可書の提示を受け、上陸許可書番号又は旅券番号に基づき購入記録情報を入力	事業者は、旅券及び上陸許可書の提示を受け、 <u>旅券番号</u> に基づき購入記録情報を入力
②	日本国籍を有する非居住者が、国外に2年以上居住することの証明書類（旅券とともに確認）	・ 在留証明 ・ 戸籍の附表の写し } 本籍の記載必要	・ 在留証明 ・ 戸籍の附表の写し ・ <u>個人番号カード</u> } 本籍の記載<u>不要</u>
③	単価100万円（税抜価額）以上の免税対象物品の販売	—	購入記録情報の送信事項に、 <u>免税対象物品を特定するに足りる事項</u> を追加 追加事項例：型番号、ブランド名、色等の特徴を <u>組み合わせた事項+シリアル番号</u> （シリアル番号が付されている場合のみ）
④	直送（免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、その場で免税対象物品を運送事業者へ引き渡す場合）	輸出物品販売場制度（法8）により免税	<u>輸出免税制度</u> （ <u>法7</u> ）により免税
⑤	別送（免税購入対象者が輸出物品販売場で購入した免税対象物品について、その免税購入対象者が別途国外へ配送する場合）	出国時に免税対象物品を携帯していない場合、配送等に係る書類を提示し輸出の確認を受けることにより免税	<u>令和7年3月31日</u> をもって、 <u>廃止</u>

1 輸出物品販売場制度（リファンド方式）

◆ 免税店の区分や許可要件等の見直し

- 一般型免税店、手続委託型免税店の区分を統合する。
- 免税店の許可要件については、現行の要件が緩和される一方、新たな要件が追加される。
- 免税店は、承認免税手続事業者に免税販売手続に係る事務を委託することができるが、この場合の要件（免税手続カウンターの設置場所）について現行制度での「特定商業施設」内である必要はなくなる（ただし、免税手続カウンターで行われる免税販売手続は免税店での免税対象物品の販売と同一の日に行う必要がある。）。



1 輸出物品販売場制度（リファンド方式）

◆ 振替処理や返金手続

(1) 課税売上げから免税売上げへの振替処理

免税対象物品の販売時に課税売上げとした取引は、税関確認情報の保存により免税要件を満たすことになるため、その後に免税売上げに振り替える必要がある。この振替処理については、以下の【振替方法1】のほか、【振替方法2】によることも差し支えない。

【振替方法1】

- 税関確認情報の取得の都度、その税関確認情報に対応する課税売上げを免税売上げに振り替える方法

販売時

現預金	11,000	売上（課）	10,000
		仮受消費税	1,000

税関確認情報取得に応じた振替

売上（課）	10,000	売上（免）	10,000
仮受消費税	1,000	未払金	1,000

【振替方法2】

- 月次等の一定のタイミングで一括して振り替える方法

販売時

現預金	11,000	売上（課）	10,000
		仮受消費税	1,000

⋮

（個別に振替せず）

⋮

○月分の税関確認情報に基づく月次振替

○月分売上（課）	5,000,000	○月分売上（免）	5,000,000
仮受消費税	500,000	未払金	500,000

1 輸出物品販売場制度（リファンド方式）

◆ 振替処理や返金手続

(2) 販売と税関確認の課税期間が異なる場合

免税対象物品の販売時に課税売上げとした取引について、その取引を行った課税期間と税関確認情報を保存した課税期間が異なる場合には、その販売を行った期（× 1 期）の申告を修正するのではなく税関確認情報を保存した期（× 2 期）において調整する方法も認められる（ただし、その処理を継続して行う必要があり）。この場合において、次のいずれかの方法により処理する。

- ① 税関確認情報の保存時（× 2 期）の売上げに係る対価の返還等があったものとして処理する方法
- ② 税関確認情報を保存した（× 2 期）の課税売上げの合計額から販売時（× 1 期）に課税売上げとした金額を控除する方法

(3) 返金手続

免税店を経営する事業者自らが行うほか、承認送受信事業者等に返金手続を委託するといった方法が考えられるが、具体的な返金手続をどのように実施するかは消費税法令においてルールを定めているものはない。

◆ その他の見直し

- 税関の確認を受けた免税対象物品を遅滞なく輸出しなかった場合の罰則規定の創設や税関による即時徴収規定の整備
- 免税店の許可取消要件に、購入記録情報に不備又は不実の記録があることなど「税関長の確認に支障があると認められる場合」を追加

etc

参考資料等

国税庁ホームページ > 刊行物等 > パンフレット・手引 >
輸出物品販売場における輸出免税について >



国税庁

令和 8 年 11 月 1 日から実施



リファンド方式 特設サイト

輸出物品販売場制度（リファンド方式）の最新の情報はこちら

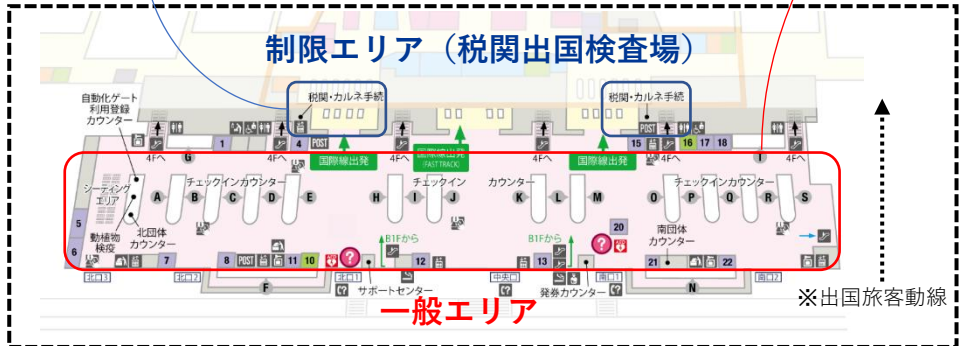


1 輸出物品販売場制度（リファンド方式）

◆ その他の見直し（参考：空港での手続）

- 現行制度では空港の制限エリア内（税関出国検査場）において旅券提示を受けた際に税関検査の要否を判定していたが、現行制度の見直し後においては、一般エリアにキオスク端末等を設置して手続を行うこととされている。
- 現在も空港での手続による混雑緩和等の観点も含め、キオスク端末の台数の確保等について検討されている。

＜＜現行＞＞ 制限エリアのみ



※ 成田空港第二ターミナル出発ロビーの場合

＜＜見直し後のイメージ＞＞



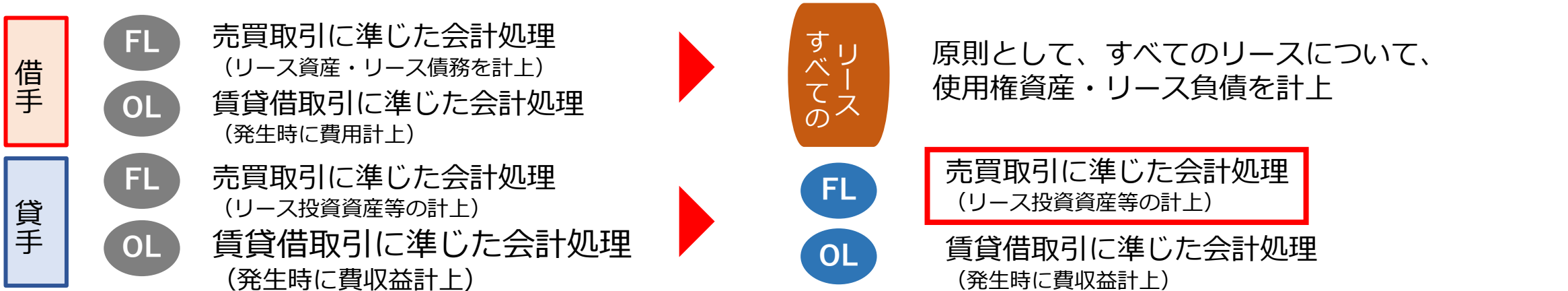
※ 日本では免税購入記録が完全電子化されているため、欧州のようにレシート等を端末に読み込ませる手続は不要



2 リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止

◆ リース会計基準

現行基準	新基準
借手・貸手とも、リースを分類して会計処理 ●ファイナンス・リース (FL) ●オペレーティング・リース (OL)	借手：単一の会計処理モデルの採用 (IFRS第16号と同様のモデル) 貸手：現行基準と同様、リースの分類に応じて処理



●ファイナンス・リース取引に係る貸手の会計処理 (抜粋)

- 第1法 … リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法
- 第2法 … リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法 ⇒廃止
- 第3法 … 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

2 リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止

◆ 消費税法上の取扱い

「リース会計基準」の見直しが行われ、法人税法上において収益・費用をリース料の受取時に計上する経理処理方法が廃止されることとなった（令和7年4月以後開始事業年度より早期適用可能、令和9年4月以後開始事業年度より大企業は強制適用）。

リース会計基準の見直しを踏まえ、消費税法上においても、リース譲渡に係る特例は廃止された。

<例：300,000円のリース取引を行った場合>

区分	X2.3期	X3.3期	X4.3期
原則	300,000円（課税売上額）	—	—
特例 （延払基準）	100,000円（課税売上額）	100,000円（課税売上額）	100,000円（課税売上額）

廃止

【延払条件付譲渡特例の存置】

リース譲渡に係る特例に準ずる特例として、旧法16の政令委任により令36で定められている「延払条件付譲渡に係る特例」（個人事業者が延払条件付譲渡として延納許可を受けた場合の計上時期の繰り延べ）については、内容を変更せず、引き続き存置され、当該特例は新法16条として制定された。

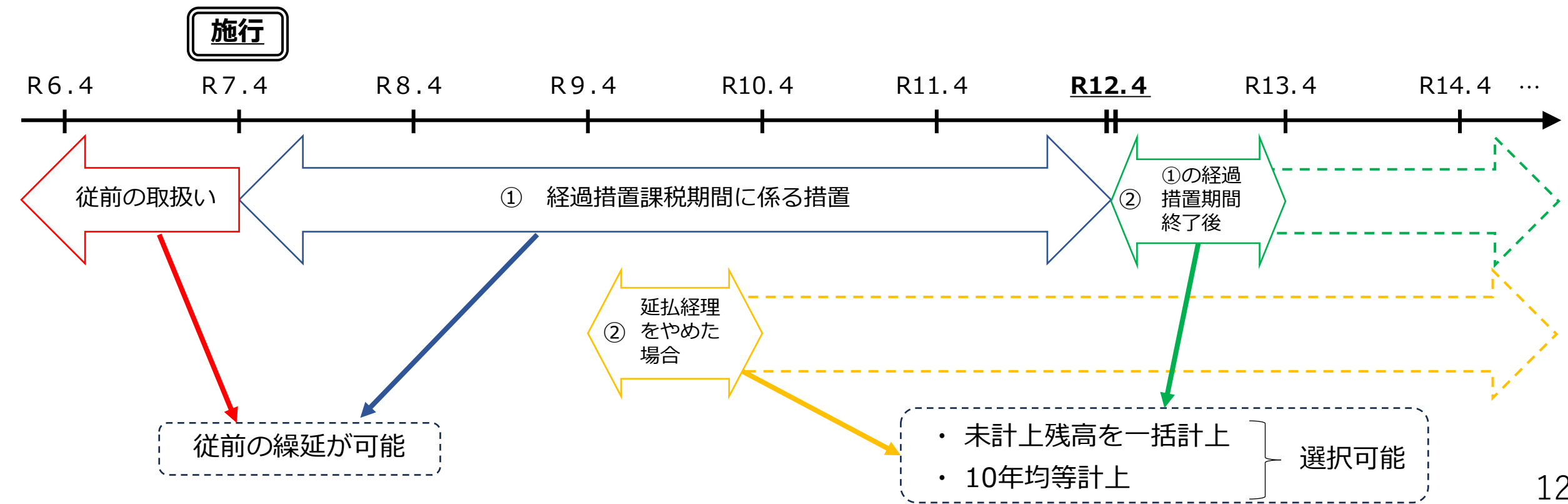
2 リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止

◆ 経過措置

新法の施行日前に開始する事業年度においては、従前の繰延が可能である。
施行日後に開始する事業年度については、以下のとおりである。

- ① 経過措置課税期間に係る措置
⇒ 令和12年3月末以前に開始する課税期間については、従前の適用関係となる。

② ①の経過措置期間中に延払経理をやめた場合又は①の経過措置期間終了後
⇒ 未計上部分を一括計上又はその事業年度以後の課税期間において10年均等で計上するか選択が可能。



ご清聴ありがとうございました